

引取業に係る主な行為義務は次のとおりです。

- 使用済自動車を引取る際に、フロン類(エアコン)及びエアバッグ類(※1)の装備状況とリサイクル料金の預託の有無を確認することが必要です。(法第9条関係)
- 自動車所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引取る必要があります。(法第9条関係)
- フロン類が充填されているエアコンが搭載されている使用済自動車はフロン類回収業者へ、搭載されていない使用済自動車は解体業者へ引き渡す必要があります。(法第10条関係)
- 登録事項に変更があるときは、変更届出書の提出が必要となります。(法第46条関係)
- 氏名または名称、登録番号と引取業者であることを記載した標識(縦横20cm以上※2)を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。(法第50条関係)
- 使用済自動車の引取りを行ったときには、最終所有者に引取りの書面(引取証明書)を交付する必要があります。(法第80条関係)
- 電子マニフェスト制度を利用して、引取・引渡実施報告を行う必要があります。(法第81条)

※1 エアバッグ類とは、運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式などのその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレーター等(ガス発生器)部分

※2 登録等通知書(写し)の掲示で可